



### ◆医療費が高額になった時

同じ月内で、保険内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として後から支給されます。なお、支給対象に該当する方にはこちらから通知いたしますので、領収書は大切に保管しておいてください。

#### 1、70歳未満の人の場合

区 分	限度額	4回目以降の限度額
上位所得者	150,000円	83,400円
一 般	80,100円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

#### 2、70歳以上の人の場合

区 分	外来（個人単位）	外来+入院の限度額（世単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円
一 般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※赤字の限度額については、医療費が一定額を超えた場合、超えた分の1%を加算した限度額になります。

## 限度額認定証

限度額は上記の通りですが、H19年4月1日から、入院した場合、医療機関の窓口での支払いが限度額までとなりました。

入院の際、医療機関に『限度額適用認定証』を提示することにより、一医療機関ごとの窓口負担は限度額までとなります。→ 入院するときは、事前に国保に『限度額適用認定証』の交付を申請し、入院時に認定証を窓口提示してください。（申請のときは、世帯主の方の認印が必要です。）

※70歳以上の人の場合、低所得Ⅰ・Ⅱの人だけ、限度額認定証を交付します。国保の窓口申請してください。（申請のときは、世帯主の方の認印が必要です。）→入院する前に、ご自分の区分を役場に問い合わせてください。

### ●全国で不審な電話や、訪問者、詐欺事件が頻発しています。

医療費の払い戻しなどで、国や地方公共団体の職員が、ATMの操作を携帯電話で指示したり、被保険者証やキャッシュカードを直接預かりに来ることは絶対にありません！